

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

交通局	(令和6年度)
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
期末日における固定資産の实地照合について 交通局財務課にヒアリングを実施したところ、仙台市交通局会計規程第百三十九条の二に従い、毎年2回、固定資産を管理している各所管部署から固定資産の实地照合結果を聴取しているとの回答を得た。各所管部署では台帳をもとに照合し、除却が必要な資産については回答書と固定資産除却報告書等を財務課に提出しているとのことであった。しかし、固定資産の実査時に担当者へ確認したところ、実際には、固定資産の台帳管理について期中の取得や除売却手続時の現物の確認を実施しているのみで、全ての現物を照合しているわけではないと回答を得た。すべての实地照合を実施していれば、上記意見の営業所名が付された固定資産について、実際にある場所と名称が異なっていることについて、違和感をもったものと思われる。 实地照合の実施前に目的を説明し、实地照合を適切に運用することで規程が正しく運用されるよう徹底することが求められる。特に取得日が古い固定資産については除却洩れや紛失等のリスクが高いこと、固定資産の正確な貸借対照表計上額を担保する観点から、仙台市交通局会計規程にしたがい、固定資産の实地照合を適切に行う必要がある。 固定資産については多額の資金を投じて購入している財産であり事業存続にとって計画的な更新や使用状態の把握は必要不可欠である。このため各課が実施する固定資産台帳と現物の照合については毎年度全件実施すべきである。また、各所管課で照合を行った結果については財務課が照合した固定資産台帳を入手し結果についてモニタリングを実施すべきである。	今後は、毎年度実施している固定資産除却に係る照会に先立ち、局内会議等において、实地照合の目的を説明するとともに、資産の実態を確認し、所管の固定資産が過不足なく台帳に記載されていることを照合した上での回答を徹底することを各所属長に周知し、併せて財務課におけるモニタリングとして、固定資産台帳をもとに抽出調査を行うこととした。 加えて、例年実施している契約・会計事務研修において、新たに「適正な固定資産管理」を研修内容に加え、会計規程で定める手続き等の周知徹底を図った。